

市町村を中心とするサービス提供体制の 確立と国、都道府県による支援

(目指す方向)

- ・ 市町村を中心とする障害保健福祉サービス提供体制の確立
- ・ 国及び都道府県による重層的な支援

(具体的な改正内容)

- ・ サービス提供に係る都道府県事務の市町村への移譲
- ・ 数値目標のある障害保健福祉計画の策定の義務化
- ・ 国、都道府県の財政の義務負担化と調整機能の強化

国

(制度の枠組み整備、国としてのサービス提供体制整備のための計画、財政支援等)

都道府県

(サービス提供体制の計画的整備、広域的・技術的な支援、財政支援等)

市町村

(制度の運営・計画的なサービスの提供)

委託等

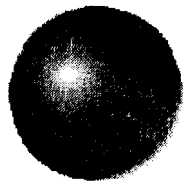
NPOや社会福祉
法人等

サービス提供

障害者などの
地域住民

支給決定

広域連合等



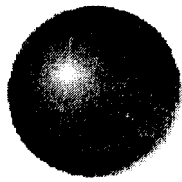
効果的・効率的なサービス利用の推進

(目指す方向)

- ・ ケアマネジメントの制度化
- ・ 限られた社会資源の中で、障害者のニーズや適性に合った、より効果的・効率的なサービス提供が行える仕組み
- ・ 障害者本人の意向を踏まえながらより公平で透明な支給決定

(主な具体的な改正内容)

- ・ 保健福祉にとどまらない総合的な相談支援体制の確立
- ・ 審査会の設置等による支給決定の透明化
- ・ 必要な人には個別の支援計画を策定
- ・ 支援の必要度に関する尺度の開発



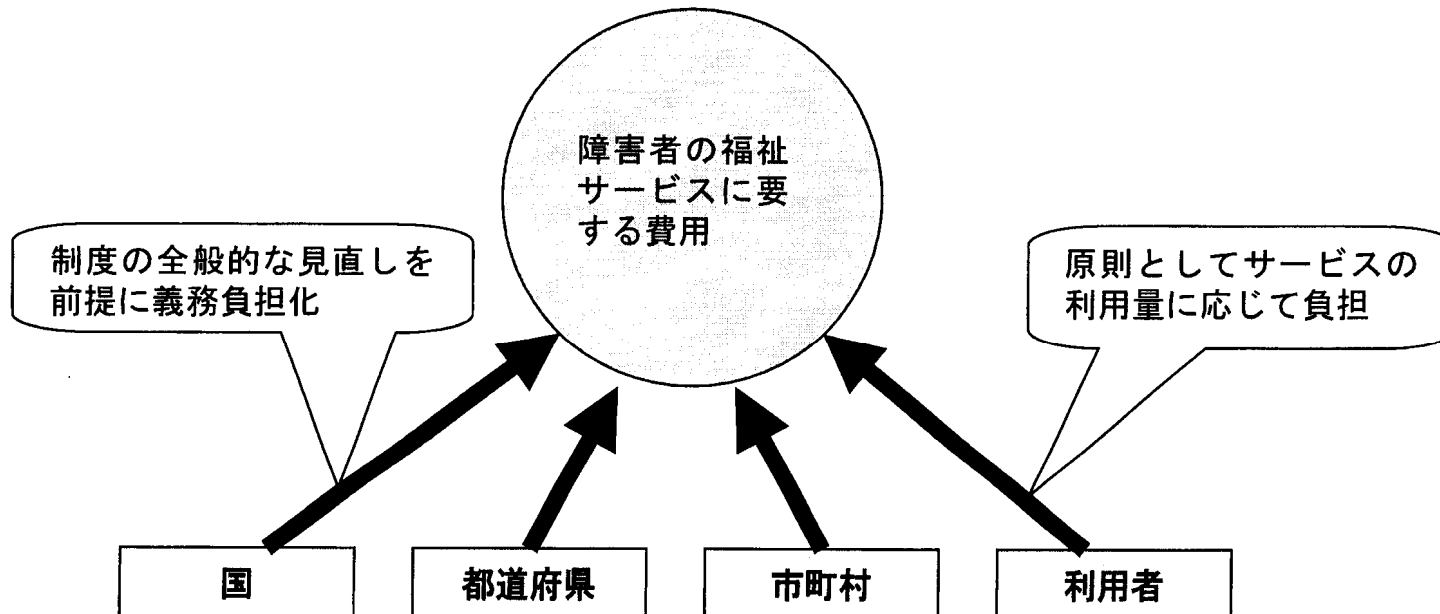
費用の公平な負担と資源配分の確保

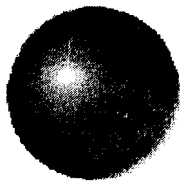
(目指す方向)

- ・ 受けたサービス量に応じた負担
- ・ 入所施設と地域生活の均衡ある負担
- ・ 医療費の負担軽減措置の見直し
- ・ 在宅サービスに関する国及び都道府県の財政責任の明確化
- ・ 地域間格差の調整

(具体的な改正内容)

- ・ 福祉サービスについて他制度と均衡する応益的な負担の導入 (扶養義務者負担は廃止)と負担上限の設定
- ・ 施設入所者について、在宅とのバランスから食費や医療費を自己負担
- ・ 負担能力の乏しい者への適切な配慮
- ・ 障害者に係る公費負担医療の対象者を低所得者や重度で継続的な治療が必要な者等に重点化等
- ・ 国及び都道府県の財政の義務負担化と調整機能の強化





介護保険との関係の整理

障害者の自立支援のサービス

支援費制度など現行の
障害保健福祉施策

制度改正

障害者の自立支援のサービス

障害福祉サービス法(仮称)を
中心とする新たな障害保健福
祉施策体系

介護保険を活用した場合

障害者の自立支援のサービス

年齢に関わらない共通のサービスについては、
一定範囲の若年の障害者についても、65歳以
上の高齢者と同様、介護保険制度の仕組みを
活用して提供(保険給付の優先適用)

介護保険